補助対象となる「新規雇用者」について

〔新規雇用者とは〕

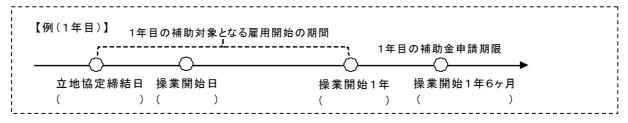
次の①~③の各要件を全て満たす者をいう。

- ① 立地協定の締結日から事業所の操業開始後1年以内に雇用を開始され、かつ、補助対象 に該当する常用の雇用者
- ② 補助金の交付申請時に4月以上継続して雇用されている常用の雇用者
- ③ かごしま連携中枢都市圏構成市(鹿児島市、日置市、いちき串木野市、姶良市)の市民である者
 - ※人数要件の半数以上は鹿児島市民であることが必要

〔要件〕

- ① 雇用開始日関係(以下の期間において雇用を開始され、かつ、補助対象に該当 する常用の雇用者)
 - 1年目の期間 立地協定の締結日~操業開始後1年以内
 - 2年目の期間(※)操業開始1年を経過した日から2年を経過した日の前日
 - 3年目の期間(※)操業開始2年を経過した日から3年を経過した日の前日

※前年と比較して1年目の交付要件である新規雇用者数以上新たに増加した場合



② 補助対象となる常用の雇用者(交付申請時に4月以上継続雇用)

区分	要件		補助対象	補助金額
	労働時間	雇用保険	1	(※1)
正規雇用	フルタイム	加入	該当	5 0 万円/人
非正規雇用 (※2)	フルタイム	加入	該当	3 0 万円/人
短時間勤務 (契約社員、パート、アルバイト等)	週20時間以上	加入	該当	15万円/人
	週20時間未満	_	非該当	_
派遣社員	_	_	非該当	_

- ※1 補助金の対象は鹿児島市民のみ
- ※2 一週間の所定労働時間が正規雇用の労働者と同じで、 労働条件などが正規雇用に準じると認められる有期契約の労働者

③ かごしま連携中枢都市圏構成市の市民である者

- ① 雇用開始日において、かごしま連携中枢都市圏構成市の市民である者、又は雇用開始に 伴い速やかに(概ね1、2ヶ月以内に)かごしま連携中枢都市圏構成市に転入した者。 (例: UIターンでの就職に伴い転入した場合など)
- ② 企業内の配置転換により当該事業所の雇用者となった者で、速やかに(概ね1、2ヶ月以内に)かごしま連携中枢都市圏構成市に転入した者(例:企業内の配置転換の辞令に伴い転入した場合など)。

〔二年目以降の新規雇用補助金〕

右図参照

(階段式の増員が要件)

